

法科大学院評価基準 - 解説
(参考資料)

2010年5月
(財)日弁連法務研究財団

【凡例】

「基」… 専門職大学院設置基準（平 15 文科省令第 16 号）

「告」… 専門職大学院に関し必要な事項について定める件（平 15 文科省告示第 53 号）

第1分野 運営と自己改革

1 - 1 法曹像の周知

1. 評価基準

養成しようとする法曹像が明確であり，関係者等に周知されていること。
(多)

2. 趣旨

法科大学院の終局的な目的であり，各種の場面で運営の指針ともなる「養成しようとする法曹像」が明確に設定されていることと，これが法科大学院関係者（教員，職員及び学生等）に周知され，十分に理解されていることを評価する。法科大学院の養成しようとする法曹像が，その活動の指針として有効に機能するためには，法科大学院関係者に周知されていることが前提であるという考え方に基づく。

3. 解説

(1)「関係者等に周知されている」とは，養成しようとする法曹像が法科大学院の主要な広報活動（入学案内，学校紹介，ホームページ等）で一貫して述べられ，教員，職員及び学生等に，当該法科大学院の終局的な目的として認識されている状態をいう。

4. 関連法規定

- ・ 専門職学位課程は，高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。（基2）
- ・ 第2条第1項の専門職学位課程のうち専ら法曹養成のための教育を行うことを目的とするものを置く専門職大学院は，当該課程に関し，法科大学院とする。（基18）

1 - 2 特徴の追求

1 . 評価基準

特徴を追求する取り組みが適切になされていること。(多)

2 . 趣旨

当該法科大学院が、自らの判断や創意工夫に基づいてその法科大学院の特徴となる取り組みを、いかに行っているかを評価する。各法科大学院が「特徴を追求」することで、結果として多様な法曹が世に産み出されることを期待する考えに基づく。なお、ここでは、「特徴」の内容が評価されるのではなく、その「追求」ぶりが評価されることに留意する必要がある。

3 . 解説

- (1)「特徴」とは、当該法科大学院が追求する「特徴」として位置づけているものをいう。養成しようとする法曹，教育研究活動の内容等，当該法科大学院が特徴と位置づけるものを広く含む。
- (2)「追求する取り組みが適切になされている」とは、その特徴の実現に向けて創意工夫を凝らし，特徴を追求するための諸要素を整えていくことをいう。

4 . 関連法規定

- ・ なし。

1 - 3 自己改革

1. 評価基準

自己改革を目的とした組織・体制が、適切に整備され機能していること。

(多)

(注)

「自己改革」とは、当該法科大学院における法曹養成教育の状況等（入学者選抜及び修了認定等に関する事項を含む。）を不断に検証し、検証結果等を踏まえて、法科大学院の社会的使命のより効果的な達成に向け諸要素を改善していくことをいう。自己点検・評価活動（学校教育法第109条第1項）は本評価基準の評価対象とする。また、教育内容・教育方法の改善に向けた組織的活動（FD活動）に関する事項はすべて評価基準4-1の評価対象とする。

「組織・体制」とは、法科大学院の自己改革活動を目的として設定された組織や、自己改革に恒常的に取り組むためにとられた体制をいい、公開された情報に対する評価や改善提案に適切に対応する体制及び修了者の進路を適切に把握してその結果を教育の改善に活用する取り組みも含まれる。

2. 趣旨

法科大学院が、法曹養成に向けた教育機関としての機能をより効果的なものとするために不断の改善活動をし、その効果が上がっているかどうかを評価する。法科大学院に求められる社会的使命を果たしているか、どの程度果たしているか、どこに問題があるのか、その問題に対してどう取り組もうとしているのか、社会の法曹に対する要請の変化を敏感にとらえているか、法曹養成に求められる教育体制等になお工夫の余地はないか、といったことの探索・探求や、具体的な教育体制等の工夫改善活動（Plan-Do-Check-Actionのプロセスを取り入れる等）がなされているか、という実質的な面を評価する。法科大学院の自己改革の取り組みが有効に機能することが、法曹養成機関としての社会的使命を果たしていく上で、教育の向上に決定的に重要であるという考えに基づく。

3. 解説

- (1)「自己改革」には、法曹に対する社会の要請の変化を踏まえ、「目指す法曹像」そのものを変更していくことなども含まれる。
- (2)「法曹養成教育の状況等」には、教育組織・体制のみならず、入学者選抜や修了認定の方法・内容、学習環境等、教育内容・教育方法以外の状況が広く含まれる。
- (3)「諸要素を改善」するとは、法曹養成教育の状況を踏まえて、よりよい法曹養成教育が可能になるよう改善をしていくとともに、問題点がある場合には迅速に改善することをいう。たとえば、入学者選抜において、倍率が2倍を下回るなど競争的環境が確保されていない場合や定員数にも満たない志願者しかいない場合の志願者数を増やすための取り組みや入学者選抜の基準・方法の見直し又は定員の見直し、学生が学修できないような著しく劣悪な学習環境となっている場合の環境改善への取り組み、修了者の進路を踏まえたカリキュラムの改善や法曹像の変更、などが考えられる。
- (4)「修了者の進路」とは、法曹三者（裁判官、検察官、弁護士）、企業、官公庁等の多様な職域への進路をいい、司法試験の合格状況も含まれる。
- (5)「修了者の進路を適切に把握し」とは、当該法科大学院を修了した者の進路を、可能な限り把握することをいう。
- (6)「適切に整備」されているとは、組織・体制が、自己改革という目的に向け合理的に組み立てられていること、独善に陥らないように学内及び学外の意見が反映される工夫がなされていること、法科大学院全体の取り組みとなるように整えられていること等をいう。
- (7)「適切に機能」しているとは、当該法科大学院において、自己改革に向けて効果が上がるような取り組みがなされ、諸要素の改善・向上がもたらされていることをいう。公開された情報に対する評価や改善提案に対応していることも含む。
- (8)「自己点検・評価活動」とは、法科大学院が、自己改革活動の一つとして、修了者の進路も含め、自らの教育研究活動等を点検し、目的や目標に照らしてどこに問題がありどのような改善活動をなしそれがどう効果を上げているか等を評価する活動をいう。自己点検・評価活動がごく一部の教員や

職員による作業にとどまることなく、全教員の実質的参加の下になされ、成果が共有される体制がとられることが必要である。

4. 関連法規定

- 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。（学校教育法第109条第1項）
- (1)大学院は、その教育研究水準の向上を図り、当該大学院の目的及び社会的使命を達成するため、当該大学院における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。(2)前項の点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に則し適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行うものとする。(3)大学院は、第1項の点検及び評価の結果について、当該大学院を置く大学の職員以外の者による検証を行うように努めなければならない。（大学院設置基準第1条の2）

1 - 4 法科大学院の自主性・独立性

1. 評価基準

法科大学院の教育活動に関する重要事項が，法科大学院により自主性・独立性をもって意思決定されていること。(合)

2. 趣旨

法科大学院として自律的にその使命達成に向けて取り組んでいるかどうかを評価する。法曹養成教育の中核たる専門職大学院として，法科大学院がその使命達成に向け最善の策を講じ続けるためには，主体的かつ自律的に意思決定し実行できることが必要であるとの考えに基づく。

3. 解説

- (1)「教育活動に関する重要事項」とは，その法科大学院が運営に当たって重要と考えるすべての事項をいうが，少なくとも教員の採用・選考等の人事，学生の入学者選抜，カリキュラム内容の設定，成績評価，修了認定等を含むものとする。
- (2)「法科大学院により自主性・独立性をもって意思決定されている」とは，法科大学院の教育活動に関する重要事項が，自律的に意思決定のできる体制の下に運営されていることをいう。設置主体以外の主体が実質的に運営に関与していたり，教育活動を実質的に左右している実態があれば不適合となる。

4. 関連法規定

- ・ 研究科は，専門分野に応じて，教育研究上の目的から組織されるものであって，専攻の種類及び数，教員数その他が大学院の基本となる組織として適当な規模内容を有すると認められるものとする。(大学院設置基準第5条)

1 - 5 情報公開

1. 評価基準

教育活動等に関する情報が適切に公開されていること。(多)

2. 趣旨

情報公開の度合いを評価する。自己改革活動を含めて法科大学院の教育研究活動等を開かれたものにし、社会の評価を受け続けることが、法科大学院の社会に対する説明責任の観点及び自己改革や教育等の改善という観点から重要であるという考えに基づく。

3. 解説

(1)「教育活動等に関する情報」とは、

養成しようとする法曹像

入学者選抜に関するもの(入学者選抜の基準・方法, 志願者数, 志願倍率, 受験者数, 合格者数, 入学者数, 配点基準, 適性試験の平均点・最低点など)

教育内容等に関するもの(カリキュラム, シラバス, 到達目標, 進級・修了基準, 進級率など)

教員に関するもの(教員や職員の体制, 担当教員の教育研究業績など)

成績評価・修了者の進路等に関するもの(成績評価や修了認定の基準や判定手続, 修了者数, 修了率, 司法試験合格状況及び修了者の進路など)

学生の学習環境に関するもの(施設や設備環境, 在籍者数, 収容定員, 奨学金制度など)

自己改革の取り組み

等, 法科大学院の教育研究活動の改善に向けて必要十分な情報, 社会がその法科大学院を評価するために必要・有益とされるであろう十分な情報をいう。個人情報等, 合理的理由のある場合を除き情報は開示することを原則とする。

(2)「適切に公開されている」とは, 基本的には誰でも情報にアクセスできる方法で開示されていること, 及び, その情報について質問やコメントを受

け付ける窓口体制と質問やコメント等の扱い（回答方法）についても付記されていることをいう。情報自体が正確なものであること、誤解を与えないものであることは適切さの要素とする。

4．関連法規定

- ・ なし。

1 - 6 学生への約束の履行

1. 評価基準

法科大学院が教育活動等の重要事項について学生に約束したことを実施していること、実施していない場合には合理的理由があり、かつ適切な手当等を行っていること。(合)

2. 趣旨

法科大学院が、学生に約束した教育活動等の重要事項を誠実に履行していることを評価する。法科大学院として学生に対し約束したことは遵守するという、運営の適正さをチェックすることが、教育活動の適切さの評価の面で不可欠であるとの考えに基づく。

3. 解説

- (1)「教育活動等の重要事項」とは、開設科目や教員の配備等法科大学院の教育活動にとって重要な部分であり、入学志望者等が志望校選択の際の判断要素としたものをいう。
- (2)「学生に約束した」とは、ホームページ、大学案内や学生募集要項等で入学志望者に対し表明したことをいう。
- (3)「実施している」とは、入学志望者に対して表明した教育活動等の重要事項について、当該学生が入学してから修了するまで、誠実に履行していることをいう。重要事項の変更等は、原則として、変更後に入学した学生に対してのみ適用しなければならない。
- (4)「合理的理由があ」る場合とは、法科大学院の責めによらずして実施できない事態となった場合や約束を履行することによって教育活動に支障が生じる事態となった場合をいう。
- (5)「適切な手当等」とは、実質的に同等のことを実施すること、あるいは、実質的に同等のことを学生等が享受できるような手配をすることをいう。開設できなくなった科目については、時期をずらして開設する、他校で受

講できるように手配する，そのために学生が余分に負担することとなった費用を補償する，どうしても開講できない場合には，代替案を提示し学生に納得のいく十分な説明をする等の対応が考えられる。

4．関連法規定

- ・ なし。

第2分野 入学者選抜

2 - 1 入学者選抜 入学者選抜基準等の規定・公開・実施

1. 評価基準

入学者選抜において、適切な学生受入方針、選抜基準及び選抜手続が明確に規定され、適切に公開された上で、選抜が適切に実施されていること。

(多)

(注)

「適切な選抜基準及び選抜手続」とは、学生受入方針に適合しており、かつ公平、公正であるとともに、法曹養成という法科大学院の目的に照らして、入学者の適性を適確に評価することのできる選抜基準及び選抜手続をいう。「公正」とは、法曹養成と合理的関係のないこと（寄附金の多寡、法科大学院関係者との縁故関係、自大学出身であること等）を選抜の過程で考慮要素としないことをいう。

「適切に実施されている」とは、選抜基準及び選抜手続に従って入学者選抜が実施され、入学者の適性が適確に評価されて、法曹養成という目的に照らし、当該法科大学院への入学を認めることが相当な者が選抜されていることをいう。

2. 趣旨

法曹養成という法科大学院の目的に照らして、適切な入学者選抜が行われているかどうかを評価する。公平・公正な入学者選抜が行われていることは当然に必要であるが、法曹養成という目的を有する法科大学院においては、入学者の適性を適確に評価し、当該法科大学院の教育を経ることによって法曹に必要とされるマインドとスキルを身につけ得る者を選抜することが求められるとの考えに基づく。

3. 解説

- (1) 「適切な学生受入方針」とは、当該法科大学院の基本方針（どのような法曹をどのような教育により養成しようとするのか）に適合した学生受入方針をいう。

- (2)「法曹養成」という目的に照らし、当該法科大学院への入学を認めることが相当な者を選抜することが求められるが、具体的に選抜基準・選抜手続においてどのような要素をどのようにして試すかは、各法科大学院の創意工夫にゆだねられる。ただし、適性試験は選抜において適切に使用するものとする。
- (3)「法曹養成という目的に照らし、当該法科大学院への入学を認めることが相当な者」とは、当該法科大学院の教育を経ることによって法曹に必要なとされるマインドとスキルを身につけ得る者をいう。
- (4)例えば、入学者選抜試験の受験者数が入学定員を下回る場合、競争倍率（受験者数÷合格者数）が低い場合などには、「法曹養成という目的に照らし、当該法科大学院への入学を認めることが相当な者」を選抜するよう特に慎重な配慮、取り組みが要求される。単に成績上位者から合格させるというだけでは、適切な入学者選抜が行われていると評価することはできない。
- (5)「適切に公開され」ているとは、入学志望者が受験するか否かの判断をするため必要な情報が、願書締め切りより前に合理的に必要な期間、誰でもアクセスできる方法で開示されることをいう。
- (6)法学既修者の選抜・認定を除き、法学に関する知識の有無・多寡等を選抜の過程で考慮要素とすることは不適切である。

4. 関連法規定

- ・ 法科大学院は、入学者の選抜に当たっては、入学者の適性を適確かつ客観的に評価するものとする。（基20）

2 - 2 既修者認定 既修者選抜基準等の規定・公開・実施

1. 評価基準

法学既修者選抜・既修単位認定において、適切な法学既修者の選抜基準・選抜手続及び既修単位認定基準・認定手続が明確に規定され、適切に公開された上で、選抜・認定が適切に実施されていること。(多)

(注)

「適切な法学既修者の選抜基準・選抜手続」及び「適切な既修単位認定基準・認定手続」とは、関係法令に適合し、公平、公正であるとともに、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者に単位を認定するという法学既修者制度の趣旨及び法曹養成という法科大学院の目的に照らして、法学既修者の適性を適確に評価することのできる選抜基準・選抜手続及び認定基準・認定手続をいう。

「適切に実施されている」とは、選抜基準・選抜手続及び認定基準・認定手続に従って法学既修者の選抜・認定が実施され、法学既修者の適性が適確に評価されて、法学既修者制度の趣旨及び法曹養成という目的に照らし、各科目の既修単位認定を行うことが相当な者が法学既修者として選抜され、既修単位が認定されていることをいう。

2. 趣旨

当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者に単位を認定するという法学既修者制度の趣旨及び法曹養成という法科大学院の目的に照らして、適切な法学既修者の選抜・単位認定が行われているかどうかを評価する。既修者認定においては、単位を認定する各科目について適切に能力を判定するとともに、当該法科大学院の教育を経ることによって法曹に必要とされるマインド・スキルを身につけ得る者を法学既修者として選抜することが求められるとの考えに基づく。

3. 解説

(1) 「適切な法学既修者の選抜基準」、「適切な既修単位認定基準」とは、既修単位認定を行う科目のすべてにつき、当該法科大学院で単位認定をする場合と同程度以上の能力のあることを認定するという目的に照らして、単位認定の基準及び方法に合理性が認められ、かつ公平・公正な基準であるこ

とをいう。ここでの選抜基準の合目的性は、未修者との間の公平性の問題でもあり、また、成績評価の厳格性の問題でもある。

- (2) 試験を実施しない科目について既修単位を認定すること、能力が十分あると認められない科目について既修単位を認定することは不適切である。原則として、既修単位認定を行う科目のすべてについて試験を実施し、例えば、各科目毎に合格最低水準を定めるなどして、各科目毎に十分な能力を有するか否かを評価することが必要である。なお、例えば、公法系・民事系・刑事系など、複数の科目にまたがる試験を実施すること自体は問題ないが、それにより一部の科目の能力を評価しないまま単位認定をすることのないよう注意が必要である。
- (3) 既修単位を認定する科目については、すべて論文式の試験を課すことが原則である。憲法・民法・刑法について論文式の試験を課さないことは不適切である。
- (4) 法学未修者とは別に法学既修者の定員を設けて入学者選抜を実施している法科大学院においては、例えば、法学既修者選抜試験の受験者数が定員を下回る場合、競争倍率（受験者数÷合格者数）が低い場合などには、法学既修者制度の趣旨及び法曹養成という法科大学院の目的に照らして、法学既修者として、当該法科大学院への入学を認めることが相当な者を選抜するよう特に慎重な配慮、取り組みが要求される。単に成績上位者から合格させるというだけでは、適切な法学既修者選抜・認定が行われていると評価することはできない。
- (5) 法学既修者として、短縮された在学期間で、当該法科大学院を修了することが可能な単位数を一括して認定することが必要である。
- (6) 「適切に公開され」ているとは、既修単位の認定を希望する者が、選抜試験を受けるか否か等の判断をするため必要な情報が、選抜プロセスの開始前に合理的な期間において、事前に誰でもアクセスできる方法で開示されることをいう。

4. 関連法規定

- ・ 法科大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が当該法科大学院に入

学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を，当該法科大学院に入学した後の当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。（基 22 ）

- ・ 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は，編入学，転学等の場合を除き，当該法科大学院において修得した単位以外のものについては，第 14 条第 2 項の規定にかかわらず，前条第 1 項（同条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により当該法科大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて 30 単位（同条第 1 項ただし書の規定により 30 単位を超えてみなす単位を除く。）を超えないものとする。（基 22 ）
- ・ 法科大学院は，第 22 条第 1 項の規定により当該法科大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第 102 条第 1 項の規定により入学資格を有した後，修得したものに限る。）を当該法科大学院において修得したものとみなす場合であって当該単位の修得により当該法科大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは，当該単位数，その修得に要した期間その他を勘案して 1 年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。（基 24 ）
- ・ 法科大学院は，当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下「法学既修者」という。）に関しては，第 23 条に規定する在学期間については 1 年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し，同条に規定する単位については 30 単位を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすことができる。ただし，93 単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては，その超える部分の単位数に限り 30 単位を超えてみなすことができる。（基 25 ）
- ・ 前項の規定により法学既修者について在学したものとみなすことのできる期間は，前条の規定により在学したものとみなす期間と合わせて 1 年を超えないものとする。（基 25 ）
- ・ 第 1 項の規定により法学既修者について修得したものとみなすことのできる単位数（第 1 項ただし書の規定により 30 単位を超えてみなす単位を除く。）は，第 21 条第 1 項（同条第 2 項において準用する場合を含む。）及び第 22 条第 1 項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて 30 単位（第 21 条第 1 項ただし書の規定により 30 単位を超えてみなす単位を除く。）を超えないものとする。（基 25 ）

2 - 3 多様性 入学者の多様性の確保

1. 評価基準

入学者全体に対する「法学部以外の学部出身者」又は「実務等の経験のある者」の割合が3割以上であること、これに至らない場合は3割以上となることを目標として適切な努力をしていること。(多)

(注)

「実務等の経験のある者」とは、各法科大学院が、社会人等の入学者の割合を確保しようとする趣旨を考慮しつつ定義するものであるが、最終学歴卒業後3年を経過していない者を含めることは原則として適当でない。

2. 趣旨

多様な法曹を養成するため、他学部出身者や社会人等の多様な背景を持つ学生を入学させていることを評価する。学生集団が実質的に「多様性あり」というためには、他学部出身者や社会人等の割合が3割程度は必要であるとの考えに基づく。ただし、実際に適性のある他学部出身者や社会人等がどの程度入学するかは法科大学院がコントロールできない面もあるため、結果として3割に満たない場合でも、3割以上となるように適切な努力をしていけばよい。この点では、「3割以上となるように努力している」ことを評価することになる。

3. 解説

(1)「実務等の経験のある者」とは、各法科大学院が、社会人等の入学者の割合を確保しようとする趣旨を考慮しつつ定義するものであるが、原則として最終学歴卒業後3年を経過していない者を含めることは適当でない。3年程度の社会的活動(企業や公共団体、NPO等の勤務や自営等)をなした者等、実質に踏み込んだ定義を採用し、これを基準に3割以上となることを目標として努力することが望まれる。

(2)「入学者全体」とは、実際に入学した学生の数をいい、既修者・未修者を問わない。

(3)「適切な努力」とは、入学者の選抜基準として、社会経験の内容や他学部での成績を適切に評価することとともに、他学部出身者や社会人等が入学しやすい環境を整備することをいう。なお、「適切な努力をしていること」の評価は、現実の他学部出身者や社会人等の割合が3割未満である場合に行うものとする。他学部出身者や社会人等の割合が2割を下回った法科大学院は、他学部出身者や社会人等の割合等を公表するとともに、改善に向けた努力をする必要がある

4. 関連法規定

- ・ 法科大学院は、入学者の選抜に当たっては、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めるものとする。(基19)
- ・ 法科大学院は、入学者のうち法学を履修する課程以外の課程を履修した者又は実務等の経験を有する者の占める割合が3割以上となるよう努めるものとする。(告3)
- ・ 法科大学院は、前項の割合が2割に満たない場合は、当該法科大学院における入学者の選抜の実施状況を公表するものとする。(告3)

第3分野 教育体制

3 - 1 教員体制・教員組織（1）専任教員の必要数及び適格性

1．評価基準

法科大学院の規模に応じて、教育に必要な能力を有する専任教員がいること。（合）

（注）

専任教員が12人以上おり、かつ収容定員（入学定員に3を乗じた数）に対し学生15人に専任教員1人以上の割合を確保していること。

法律基本科目の各分野毎に必要な数の専任教員がいること。

5年以上の実務経験を有する専任教員が2割以上であること。

専任教員の半数以上は教授であること。

2．趣旨

教員審査の結果、法科大学院の教員として求められる高度の教育能力があると認められる者が、専任教員として配置されていることを評価する。

学生に対しきめ細かい教育を実施するのに十分な能力の備わった専任教員が十分な人数確保されているかを評価する。基本的には学生に対する専任教員の割合が大きいほど、学生に対し行き届いた教育や履修指導が可能となる、という考えに基づく。

なお、「学生」数は入学定員に3を乗じた数とし、在籍実数とは関係ない。また、科目履修生、聴講生、留学生の数は含まない。

開設科目のうち法律基本科目につき、十分な教育能力のある専任教員が配置されていることを評価する。

「法律基本科目」とは、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法及び刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。

教員体制が、実務教育を効果的に行うことのできる構成となっていることを評価する。法科大学院が法曹養成に特化した教育機関であり、そこでは理論と実務の架橋が必要なことにかんがみ、教員に、実務教育を効果的に施し得るだけの実務経験を有する者が加わることが有効であるという考え方に基づく。

3．解説

(1) 「教育に必要な能力」を有するかの判断に当たっては、法科大学院が法曹養成のための高度専門教育機関であることにかんがみ、教育上の経歴・経験のほか、理論と実務を架橋する高度の法学専門教育を行うのに必要な研究業績、又は理論と実務を架橋する教育を行うのに必要な実務上の実績を総合的に考慮し、各専任教員が担当する授業科目に対応させて、授業科目毎に判定するものとする。

(2) 「専任教員」の教育能力の判定に当たっては、次の点を留意する。

(a) 法律基本科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目のうち理論的要素の高い科目についての授業科目担当能力については、要件及びについて以下に述べる観点から検討し、総合的に判断する。

要件： これまでの法科大学院における具体的な指導経験とその内容を中心に判断する。

法科大学院における指導経験がないか3年未満の場合、おおむね5年以上の大学又は大学院における教育経験（非常勤講師を含む）を有することを基本とし、その具体的教育内容を判断の対象とする。

なお、教育経験年数がこれに充たない教員については、教育経験不足を補い得るような高度の法学専門教育の能力を示す研究業績がある場合、又は顕著な教育上の業績が認められる場合には、担当科目等を考慮して、教育経験年数を一定程度緩和することもあり得る。

要件： 担当科目について「高度の法学専門教育を行う能力」を証する最近5年間の研究業績があることについて、教員調書の記載等から、これを判定する。なお、教育用の判例解説程度と見なされるものは、ここにいう研究業績に含めない。

なお、最近5年間に顕著な研究業績がない場合、(i)最近5年間より以前に研究業績がある場合には要件において高度の教育上の指導能力が認められるかどうかを重視して総合的に判定する。(ii)担当科目の高度の教育上の指導能力に密接に関連する隣接分野において、最近5年間に研究業績がある場合も同様とする。

(b) 法律実務基礎科目及び展開・先端科目のうち実務的要素の高い科目に

についての授業科目担当能力については、要件 及び について以下に述べる観点から検討し、総合的に判断する。

要件 : これまでの法科大学院における具体的な指導経験とその内容を中心に判断する。これがないか3年未満の場合、司法修習生や後輩法曹の指導経験を有することを基本とし、その具体的教育内容を判断の対象とする。

要件 : 担当科目を通じて「理論と実務を架橋する教育」を行うのに必要な実務上の実績があることを基本とし、教員調書の記載等から、これを判定する。

(c) 同一の授業を、研究者教員と実務家教員が担当して「理論と実務の架橋」を図る場合、当該科目担当適格性判断に当たっては、いわゆる研究者教員については上記(a)、実務家教員については上記(b)を見ることを原則とする。

(d) 70歳代後半以上の教員については、特別な事情がない限り、最近5年間の研究実績、教育実績、実務経験の有無を中心に、授業科目担当能力の判定を行う。

(3) 専任教員が必要な人数を満たしているかの計算方法は、以下のとおりである。

(例) 入学定員数が100人の場合

必要専任教員数について：収容定員数は $100 \times 3 = 300$ 人であり、したがって、必要な専任教員数は $300 \div 15 = 20$ 人である。

算入し得るみなし専任教員数：専任教員20人の2割は4人である(2割「以上」のため小数点以下切り上げ)。したがって、みなし専任教員算入可能人数は、 $4 \times 2 / 3 = 2.66$ (小数点以下四捨五入)となり、3人となる。

必要な実務家人数： で算出した必要専任教員数の2割に当たる、4人となる。

4. 関連法規定

- ・ 専門職学位課程には、専攻ごとに、平成11年文部省告示第175号(大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件)の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍の数(小

数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。)に、同告示の第2号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の専任教員を置くとともに、同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算出される収容定員の数(小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。)につき1人の専任教員を置くものとする。(告1)

- ・ 第5条第1項に規定する専任教員は、平成25年度までの間、第5条第2項の規定にかかわらず、第5条第1項に規定する教員の数の3分の1を超えない範囲で、大学設置基準第13条に規定する専任教員の数及び大学院設置基準第9条に規定する教員の数に算入することができるものとする。ただし、大学院設置基準第9条に規定する教員のうち博士課程の後期の課程を担当する教員の数には、第5条第1項に規定する専任教員の数のすべてを算入することができるものとする。(基・附則2)
- ・ 専門職大学院には、研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員を置くものとする。(基4)
- ・ 専門職大学院には、前条に規定する教員のうち次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる専任教員を、専攻ごとに、文部科学大臣が別に定める数置くものとする。(1)専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者(2)専攻分野について、高度の技術・技能を有する者(3)専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者(基5)
- ・ 第1項に規定する専任教員のうちには、文部科学大臣が別に定めるところにより、専攻分野における実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を含むものとする。(基5)
- ・ 前項の規定により専攻ごとに置くものとされる専任教員は、専門職学位課程について一専攻に限り専任教員として取り扱うものとする。(告1)
- ・ 前条第1項の規定により専攻ごとに置くものとされる専任教員の数のおおむね3割以上は、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者とする。(告2)
- ・ 前項に規定するおおむね3割の専任教員の数に3分の2を乗じて算出される数(小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。)の範囲内については、専任教員以外の者であっても、1年につき6単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の専門職学位課程を置く組織の運営について責任を担う者で足りるものとする。(告2)
- ・ 法科大学院においては、第1項に規定する実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する専任教員は、法曹としての実務の経験を有する者

を中心として構成されるものとする。(告2)

- 法科大学院に対する前2項の規定の適用については、これらの項中「おおむね3割」とあるのは「おおむね2割」と読み替えるものとする。(告2)
- 第1項の規定により専攻ごとに置くものとされる専任教員の数の半数以上は、原則として教授でなければならない。(告1)
- 法科大学院においては、法学既修者を入学させるかどうかにかかわらず、その収容定員は当該法科大学院の入学定員の三倍の数とする(告4)。

3 - 2 教員体制・教員組織（2） 教員の確保・維持・向上

1．評価基準

継続的な教員確保に向けた工夫がなされ，教員の教育に必要な能力を適切に評価し，その後も維持・向上するための体制が整備され，有効に機能していること。（多）

2．趣旨

法科大学院の教育に必要な教育能力を有する教員を確保し，当該水準を維持するために，教員の教育に必要な能力を適切に評価するための体制が整備され，有効に機能していることを評価するとともに，継続的な教員確保に向けた教員養成体制の有無を評価する。適切な教員の配置を維持し続けるためには，優れた研究・教育能力を備えた教員を育成していくことができるような制度的配慮が必要であるとの考えに基づく。また，専任教員につき，専門職大学院設置基準附則2に基づき，大学設置基準第13条に規定する専任教員の数及び大学院設置基準第9条に規定する教員の数に算入するものができるものとする措置（いわゆる“ダブルカウント”）の廃止後においても，十分な数の専任教員を確保するための努力を行っているかについても併せて評価する。

3．解説

（1）「継続的な教員確保に向けた工夫」とは，法科大学院教員の養成に役立つと考えられる取り組み全般を指す。研究者養成のための体制の有無，若手教員が専任教員として必要な能力を得るための取り組み・工夫，その他将来法科大学院の教員を志す学生のために，法科大学院のカリキュラムにおいて，研究者を希望する者に必要な教育が施されていることや，法科大学院教員を目指す学生に対する経済的支援の充実も評価する。また，いわゆる“ダブルカウント”の廃止後においても，十分な数の専任教員を確保するための努力を行っているかについても併せて評価する。

なお，いかなる工夫を評価の対象とするかについては，各法科大学院の置かれている状況を考慮して，個別に判断する。

（2）「教員の教育に必要な能力を適切に評価し，その後も維持・向上するため

の体制」とは、採用及び昇任の際に、当該教員の教育に必要な能力を適切に評価する制度が整っていること、及びそれにとどまらず、教授となった者も含め、教員の教育に必要な能力を維持・向上するための取り組みが実施されていることをいう。

4．関連法規定

- ・ なし。

3 - 3 教員体制・教員組織（3）専任教員の構成

1．評価基準

教員の科目別構成等が適切であり，バランスが取れている等，法曹養成機関として充実した教育体制を確保できるように配慮されていること。
(多)

2．趣旨

十分な数の専任教員がバランスよく置かれていることが必要であり，例えば，法律基本科目ばかりでなく，基礎法学・隣接科目，展開・先端科目についても，当該法科大学院の理念や教育目的に応じた専任教員が置かれていることや，各科目毎に，専任教員とその他の教員が，適切な人数で配置されていることなどにより，充実した教育体制を確保できるような配慮がなされているかを評価する。法科大学院が法曹養成機関として高度の教育をなし得るためには，全体として専任教員の数を満たしているだけでなく，より充実した教育体制を確保するよう努力，工夫をする必要があるとの考えに基づく。

3．解説

- (1) 「教員の科目別構成等が適切であり，バランスが取れている」とは，各科目において，専任教員が，その科目の規模や目的に応じて，適切な人数で配置されていること，及び法律基本科目ばかりでなく，基礎法学・隣接科目，展開・先端科目についても，当該法科大学院の理念や教育目的に応じた専任教員が置かれていることをいう。例えば，一つの科目に専任教員を含む複数の教員が配置されている場合において，これを当該科目の教員団としてとらえたときに，受講する学生数に比して，専任教員の数が著しく少なければ，バランスが取れているとはいえない。
- (2) 「充実した教育体制」とは，上記(1)のバランスその他を考慮して，専任教員を中心とする教員全体を集团的に評価した際に，全体として充実した教育を提供することが期待される体制となっていることをいう。教員全体の構成等のほか，ある科目あるいは公法系・民事系・刑事系などの枠組みで担当教員らを「教員団」としてとらえ，その充実度を評価することに

なる。上記（１）のバランスほか、例えば、一つの科目あるいは系で、いわゆる研究者教員と実務家教員が連携して教育する体制が築かれている、教育歴等の浅い教員を他の教員がサポートする体制が築かれているといった工夫なども、それにより全体として教育体制の充実に資するものと評価される。

（３）「充実した教育体制を確保できるように配慮されていること」には、充実した教育体制を、将来にわたって維持できるような取り組みがなされていることを含む。

4 . 関連法規定

- ・ なし。

3 - 4 教員体制・教員組織（4）教員の年齢構成

1．評価基準

教員の年齢構成に配慮がなされていること。（多）

2．趣旨

様々な年齢層の教員がいることを評価する。法科大学院での教育は、様々な年齢層の教員が実施することによって継続性が要求される法科大学院の教育体制の安定性、教育の多様性の確保に資するという考え方に基づく。

3．解説

（1）「教員の年齢構成に配慮がなされている」とは、教員の年齢構成が、低年齢層や高年齢層に過度に偏ってはいないことをいう。

4．関連法規定

- ・ 大学院は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。（大学院設置基準第8条第5条）

3 - 5 教員体制・教員組織（5）教員のジェンダーバランス

1．評価基準

教員のジェンダーバランスに配慮がなされていること。（多）

2．趣旨

教育の多様性の確保の観点から，教員のジェンダーバランスについても配慮が必要であるとの考えに基づく。

3．解説

（1）「教員のジェンダーバランスに配慮がなされている」とは，教員のジェンダーバランスが過度に偏らないように配慮がなされていることをいう。

4．関連法規定

- ・ なし。

3 - 6 教員支援体制（1）担当授業時間数

1．評価基準

専任教員の担当する授業時間数が十分な授業準備をすることができる程度の適正なものであること。（多）

2．趣旨

専任教員が十分な準備をして授業に臨み、また十分な時間を受講者のフォローアップに使うことができる程度の授業時間負担となっていることを評価する。担当授業時間数が多すぎると、個々の授業の充実が不十分になり教育効果が下がる懸念があるという考えに基づく。

3．解説

（1）「授業時間」については、当該機関の学部、大学院等での担当授業時間数も考慮に入れる。授業の内容により異なるが、週当たり7.5時間（90分授業5コマ）までであることを目安とする。また、審議会への出席等授業以外の取り組みに要する時間も考慮し、教員が十分な準備を行って授業に臨み、かつ学生のフォローアップをすることができるような、担当授業時間数であることが望ましい。

4．関連法規定

- ・ なし。

3 - 7 教員支援体制（2） 研究支援体制

1. 評価基準

教員の研究活動を支援するための制度・環境に配慮がなされていること。
(多)

2. 趣旨

教員の研究機会や研究環境について配慮がなされていることを評価する。法科大学院の教育活動の充実・向上にとって、教員の研究活動は次の諸点で重要であるとの考えに基づく。まず、法科大学院での教育内容や教え方の研究は、教育活動そのものの向上に資する。また、意欲的な研究への取り組みや最先端の研究の充実が教育活動に良い影響を与える面もある。さらに、法科大学院で実務と理論を融合する中で法学の理論的研究が進む面がある。研究機会への配慮は法科大学院の教員の勤務条件として、教員の安定確保にも機能する。

3. 解説

- (1)「制度・環境に配慮」するとは、法科大学院の教員が研究活動の機会を確保し取り組むことのできるように、諸条件を整えることをいう。ただし、法科大学院の教員は、少なくとも当面は教育に資源を集中する必要性が高いことも事実であり、これを考慮した上での施策が望まれる。

4. 関連法規定

- ・ なし。

第4分野 教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み

4 - 1 教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み（1）FD活動

1. 評価基準

教育内容や教育方法の改善に向けた組織的取り組みが適切に実施されていること。（多）

2. 趣旨

教育の質の確保・向上に向けた活動が、法科大学院として組織的に取り組まれていることを評価する。また、当該取り組みにより得られた知見・情報を授業へ反映させるなど、成果に結びつかせるための方策・工夫を講じていることも求められる。法科大学院の教育は、個々の教員に任せきりにするのではなく、関連科目の教員間での教育内容や教え方のすり合わせや自己研鑽が行われること、内外の研究機会を積極的に利用し教育方法の向上を図ることが必要かつ有効であるとの考え方に基づく。このような取り組みは、特に理論と実務の架橋を図るために重要である。

3. 解説

- (1)「教育内容や教育方法の改善に向けた組織的取り組み」とは、法科大学院の教育の内容・方法の改善に効果があると考えられるものをいう。以下「FD」という（Faculty Developmentの頭文字）。
- (2)「組織的」とは、FD活動のための組織が設けられ、その根拠規程やFD活動の記録が整備されており、かつ、教員間において問題意識の共有が図られていることをいう。
- (3)「取り組み」とは、学生の視点に立った授業の内容・方法の改善についての検討、成績評価の厳格化・客観化の検討、法曹養成の観点からの教育内容・方法の改善についての検討などをいう。外部研修等への参加や授業の相互参観なども一つの方法である。

- (4) 「適切に実施されている」とは、FDを組織的活動として実施し、かつ、FD活動により得られた知見・情報を授業へ反映させるなど、成果に結びつけるための方策・工夫を講じていることをいう。

4. 関連法規定

- ・ 専門職大学院は、当該専門職大学院の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。(基11)

4 - 2 教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み（2） 学生評価

1．評価基準

教育内容や教育方法についての学生による評価を把握し，その結果を教育内容や教育方法の改善に活用する取り組みが適切に実施されていること。
（多）

2．趣旨

教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み（4 - 1）の一環として，学生による教育内容・教育方法の評価が活用されていることを評価する。教員の内部研鑽の実施や外部研修の受講，教材の開発等が効果的なものかどうかを，学生との双方向のやりとりで検証していき，検証結果を参考にしてさらなる改善に取り組むことが，教育内容・教育方法の改善にとって効果的であるという考え方に基づく。

3．解説

- （1）「教育内容や教育方法についての学生による評価を把握」するとは，学生に対するアンケート調査，意見交換会，目安箱，メール等により，教育内容・教育方法についての，学生の率直な評価，良いと考える点，改善すべきと考える点等を，法科大学院として把握し認識することをいう。多数の学生の率直な意見を把握することのできる仕組みとなっていること，学生が自由に意見を開陳できる環境が整えられていることが求められる。
- （2）「結果を教育内容や教育方法の改善に活用する取り組み」とは，学生による評価を，法科大学院として検討し，改善策を立案し，実行しさらに学生の評価を調査する，という改善のサイクルの中で役に立てることをいう。

4．関連法規定

- ・ なし。

第5分野 カリキュラム

5 - 1 科目構成（1）科目設定・バランス

1．評価基準

授業科目が法律基本科目，法律実務基礎科目，基礎法学・隣接科目，展開・先端科目のすべてにわたって設定され，学生の履修が各科目のいずれかに過度に偏ることのないように配慮されていること。（多）

（注）

「学生の履修が各科目のいずれかに過度に偏ることのないように配慮」するとは，必修や選択必修の構成，開設科目のコマ組みや履修指導等で，バランスよく履修させるための取り組みを実施することをいう。具体的には，修了までに「法律実務基礎科目のみで10単位以上」，「基礎法学・隣接科目のみで4単位以上」，かつ「法律実務基礎科目，基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目の合計で33単位以上」が履修されるように，カリキュラムや単位配分等が工夫されていることをいう。

2．趣旨

法律基本科目群のみならず，その他の科目群もバランス良く履修できるようにカリキュラムが組み立てられていることを評価する。法曹に必要なマインド・スキルを養成し，かつ多様な法曹を養成するという法科大学院の社会的使命を果たすためには，法律基本科目に偏らず，法律実務基礎科目，基礎法学・隣接科目，展開・先端科目も十分に履修させることが必要であるという考えに基づく。

3．解説

- （1）「法律基本科目」とは，憲法，行政法，民法，商法，民事訴訟法，刑法，刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。
- （2）「法律実務基礎科目」とは，法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。具体的には，法曹倫理，法情報調査，法文書作成，要件事実と事実認定の基礎，民事訴訟実務，刑事訴訟実務，

ローヤリング，模擬裁判，クリニック，エクスターンシップ等がこれに該当する。

- (3)「基礎法学・隣接科目」とは，基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。
- (4)「展開・先端科目」とは，先端的な法領域に関する科目その他の実定法に関する多様な分野の科目であって，法律基本科目以外のものをいう。
- (5)法律実務基礎科目，基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目は，その目的に適合した科目となっている必要があり，実質的に法律基本科目の内容となっている場合は不適切である。
- (6)開設科目の科目名や配置された科目群等の形式的な点のみではなく，開設科目の具体的な内容等の実質的な点も斟酌される。
- (7)司法試験対策・準備を主目的とした科目は正規の科目（単位認定の対象となる科目）としては認めない。補習への出席が事実上義務となっている場合，補習時間も含めた実質的な科目間のバランスを評価する。

4．関連法規定

- ・ 専門職大学院は，その教育上の目的を達成するために専攻分野に応じ必要な授業科目を開設し，体系的に教育課程を編成するものとする。（基6）
- ・ 法科大学院は，次の各号に掲げる授業科目を開設するものとする。（1）法律基本科目（憲法，行政法，民法，商法，民事訴訟法，刑法，刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。）（2）法律実務基礎科目（法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。）（3）基礎法学・隣接科目（基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。）（4）展開・先端科目（先端的な法領域に関する科目その他の実定法に関する多様な分野の科目であって，法律基本科目以外のものをいう。）（告5）
- ・ 法科大学院は，前項各号のすべてにわたって授業科目を開設するとともに，学生の授業科目の履修が同項各号のいずれかに過度に偏ることのないよう配慮するものとする。（告5）

5 - 2 科目構成（2） 科目の体系性・適切性

1．評価基準

授業科目が体系的かつ適切に開設されていること。（多）

（注）

「体系的かつ適切に」とは、当該法科大学院で養成しようとする法曹に必要なスキルやマインドを修得できる内容の科目が、効果的に学習できるように配置されていることをいう。

2．趣旨

当該法科大学院で養成しようとする法曹に必要な科目が体系的かつ適切に履修できるように開設されていることを評価する。

3．解説

- （1）「体系的に開設されている」とは、法科大学院の学生が最低限修得すべき内容を踏まえて、授業科目全体の体系性が適切に検討・検証されていること、また、時間帯や学期の面で学生が現実に履修可能なコマ組みになっており、かつ関連する科目間で、効率的・効果的な履修が可能なように、内容の調整（重複や脱落のチェック）が行われていることをいう。
- （2）「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」とは、法科大学院修了後の法曹養成プロセスも踏まえ、法科大学院修了者が備えていることを社会から期待される内容及び水準のものとして、各法科大学院が適切に設定したものをいう。
- （3）「適切に開設されている」とは、開設科目が当該法科大学院の基本方針（どのような法曹を養成しようとしているのか、そのためにどのようなマインドやスキルを養成しようとしているのか）に適合していること及び開設科目の内容が、科目名や配置された科目群と合致していることをいう。

4．関連法規定

- ・ 専門職大学院は、その教育上の目的を達成するために専攻分野に応じ必

要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。(基6)

- ・ 法科大学院は、次の各号に掲げる授業科目を開設するものとする。(1)法律基本科目(憲法, 行政法, 民法, 商法, 民事訴訟法, 刑法, 刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。)(2)法律実務基礎科目(法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。)(3)基礎法学・隣接科目(基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。)(4)展開・先端科目(先端的な法領域に関する科目その他の実定法に関する多様な分野の科目であって、法律基本科目以外のものをいう。)(告5)
- ・ 法科大学院は、前項各号のすべてにわたって授業科目を開設するとともに、学生の授業科目の履修が同項各号のいずれかに過度に偏ることのないよう配慮するものとする。(告5)

5 - 3 科目構成（3）法曹倫理の開設

1．評価基準

法曹倫理を必修科目として開設していること。（合）

（注）

「法曹倫理」とは、法曹として職務を遂行するに当たり遵守すべき真実義務、誠実義務及び守秘義務等の倫理原則の理解、及び裁判官、検察官、弁護士としての職務を遂行するに当たり要求される高い倫理観の涵養を目的とする科目をいう。

2．趣旨

法曹倫理を必修科目として開設していることを評価する。法曹倫理をよく理解していることが法曹に不可欠なマインドであり、法曹倫理の履修を法科大学院修了の要件とする必要があるとの考えに基づく。

3．解説

- （1）「法曹倫理」とは、法曹として職務を遂行するに当たり遵守すべき真実義務、誠実義務及び守秘義務等の倫理原則の理解、及び裁判官、検察官、弁護士としての職務を遂行するに当たり要求される高い倫理観の涵養を目的とする科目をいう。
- （2）「法曹倫理」という名称の科目が設置されているかどうかではなく、実態として法曹倫理を内容とする科目が設置されているかを評価する。
- （3）法曹倫理以外の科目も含め、カリキュラム全体として法曹倫理の実質的な教育が行われているか否かについては9 - 1で評価する。

4．関連法規定

- ・ なし。

5 - 4 履修（1）履修選択指導等

1．評価基準

学生が履修科目の選択を適切に行うことができるようにするための取り組みがなされていること。（多）

2．趣旨

学生に対して、在学期間を通してどの科目をどのように履修すればよいかという、全体的な履修指導がなされていることを評価する。個々の科目での担当教員からの履修指導とは別に、履修科目の選択の仕方や履修の仕方一般についての指導が必要であるとの考えに基づく。

3．解説

- (1)「履修科目の選択を適切に行うことができるようにするための取り組み」とは、科目選択や授業開始に先立って、自分の希望する法曹になるためにはどのようなマインドやスキルを養うことが必要か、そのためにはどのような科目をどのような手順で履修することが必要か、といった履修科目選択の考え方と、法科大学院で各科目を効果的に履修するための一般的事項とについて、指導がなされていることをいう。

4．関連法規定

- ・ なし。

5 - 5 履修（2）履修登録の上限

1. 評価基準

履修科目として登録することのできる単位数の上限が年間36単位を標準とするものであること。（合）

（注）

修了年度の年次は44単位を上限とすることができる。

2. 趣旨

法科大学院の学生が個々の開設科目に十分な力を割いて学習することができるような履修スケジュールとなっていることを評価する。法科大学院で法曹に必要なマインド・スキルを涵養するためには、予習や復習、自学自修、学生間での議論などに十分な時間を充てる必要があるという考えに基づく。

3. 解説

（1）「年間36単位を標準とする」とは、履修科目として登録することのできる単位数の上限が原則として年間36単位以下であることをいう。例外的に、これを上回る履修登録を認める場合には、特段の合理的理由が求められる。具体的には、36単位を上回る単位数や履修時期、また、学生の自学自修を阻害しないための工夫・配慮等に照らし、履修登録上限を年間36単位以下とする趣旨が没却されていないかが問われる。

なお、以下の の場合については、原則として特段の合理的理由が認められるものとするが、なお、学生の自学自修を阻害しないよう工夫・配慮が必要である。また、下記 については1年次の、下記 については2年次の各履修登録単位が42単位を上回ることはできない。

法学未修者教育の充実の見地から1年次における法律基本科目の履修単位数を増加させる場合

法学既修者について、履修免除対象となる1年次配当必修科目の一部につき履修免除を行わず、2年次に履修させる場合

（2）「学生の自学自修を阻害しないよう工夫・配慮」とは、法学未修者については、増加させる単位数や科目の内容を慎重に検討し、カリキュラムの組み方や授業の進め方と合わせて、過剰な負担とならないような工夫、配慮

に法科大学院全体として取り組んでいることをいう。例えば、学生の理解度を適正に把握し、授業内容の変更、工夫等を行ったり、授業で取り扱う範囲は増やさずに、一定の内容を時間をかけて学修することができるようにしたり、理解が困難な部分を丁寧に扱うといったことが考えられる。また、法学既修者についても、同様に、履修免除しない1年次配当必修科目を2年次に履修する場合の当該法学既修者の負担を十分に予測・検討し、負担過剰とならないよう、工夫・配慮に法科大学院全体として取り組んでいることをいう。

(3)「修了年度の年次」とは、例えば平成24年3月に修了する場合は、平成23年4月から平成24年3月までの期間をいう。

4. 関連法規定

- ・ 専門職大学院は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるものとする。(基12)
- ・ 法科大学院の学生が履修科目として登録することができる単位数の上限は、1年につき36単位を標準として定めるものとする。(告7)

第6分野 授業

6 - 1 授業

1. 評価基準

開設科目が効果的に履修できるよう、授業の計画・準備が適切になされ、適切な態様・方法で授業が実施されていること。(多)

(注)

「授業の計画・準備が適切になされ」ているとは、法科大学院の学生が最低限修得すべき内容を踏まえ、科目の特性等に応じて、授業の計画及び準備が適切になされていることをいう。

「適切な態様・方法で授業が実施されている」とは、法科大学院の学生が最低限修得すべき内容を踏まえ、開設科目の効果的な履修に向け、具体的予習指示、授業の仕方、授業後のフォローアップ等に創意工夫や努力がなされていることをいう。特に、学生が十分な予習を効率的に行うことができるように的確な指示や指導を行うことが必要である。また、授業の仕方については、授業中での双方向・多方向の議論をするといった法的議論能力等の養成が可能となる工夫が必要である。

2. 趣旨

各科目で授業の計画・準備が適切になされ、また各科目での授業が教育効果の向上に向け、よく工夫された態様や方法で実施されていることを評価する。法科大学院では、法曹に必要なマインドやスキルを養う教育を行うが、それをどのように計画・準備し、どのように実施するか(授業そのもののみならず授業後の学生のフォローアップも含む)は、各科目を担当する教員の創意工夫・努力が活きてくる場面であり、教育効果の上がる授業の実施に向け、各科目の担当教員が創意工夫を凝らし、科目の特性や教育目標に応じて、シラバス、教材、レジュメ等の準備をはじめとする授業内容の全体的な計画・準備を適切に行った上で、各科目の性格と養成目的に応じて適切な態様・方法で授業を実施することが重要であるという考えに基づく。

3. 解説

- (1)「授業の計画・準備」には、授業の効果的な実施に向け、授業計画が整えられている必要があるとともに、シラバス、教材、レジュメ等学生が的確に授業の準備をすることができるように提供されている必要がある。
- (2)「適切な態様・方法」の内容としては、法科大学院での教育内容に法的議論能力の養成等が含まれることから、授業中での双方向・多方向の議論等の工夫が必要となる。なお、具体的にどのようなことが適切であるかは、科目等により異なる。科目毎に、配当年次や科目の性質を踏まえて、何をどこまで教育するのか等の点から授業態様・方法をよく吟味することが必要である。また、科目の特性や教育目標に応じて、適切な履修者数を確保すること、あるいは履修者数に応じた工夫が必要であり、履修者数が多い場合だけでなく、少ない場合にも、当該授業の目的達成に支障が生じているような場合には問題となり得る。
- (3)「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」とは、法科大学院修了後の法曹養成プロセスも踏まえ、法科大学院修了者が備えていることを社会から期待される内容及び水準のものとして、各法科大学院が適切に設定したものをいう。

4. 関連法規定

- ・ 専門職大学院においては、その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ事例研究、現地調査又は双方向若しくは多方向に行われる討論若しくは質疑応答その他の適切な方法により授業を行うなど適切に配慮しなければならない。(基8)

6 - 2 理論と実務の架橋 (1) 理論と実務の架橋

1 . 評価基準

理論と実務の架橋を意識した授業が実施されていること。(多)

2 . 趣旨

授業において理論と実務の架橋を図る取り組みがなされていることを評価する。法科大学院は、実務を担う法曹を養成する機関であり、理論を実務につなげ、また実務を理論的に裏付け、さらに実務を理論に反映させることができるようにすることが重要になってくる。そこで、法科大学院の授業においては、理論と実務の架橋を図る取り組みがなされていることが求められるべきであるとの考えに基づく。

3 . 解説

(1) 「架橋を意識した授業」とは、法曹を養成する教育であるという観点から、学生が各科目の理論面と実務面とを相互に意識しながら、理論と実務の双方を理解し修得できるような授業展開(準備や授業後のフォローアップも含む)の工夫がなされていることをいう。

4 . 関連法規定

- ・ なし。

6 - 3 理論と実務の架橋（2）臨床科目

1．評価基準

臨床科目が適切に開設され実施されていること。（多）

2．趣旨

臨床科目の開設の適切性，実施の適切性を評価する。臨床科目は，法曹に必要なマインド・スキルの涵養に効果的であると考えられ，法曹養成機関としての法科大学院は，臨床科目を充実させることが重要となってくる。他方で，臨床科目は，現実の事件を取り扱うことが多いことから適法性・妥当性への配慮の必要が高い。そこで，臨床科目が適切に開設され，実施されていることが法曹養成教育にとって必要であるとの考えに基づく。

3．解説

- (1)「臨床科目」とは，社会で実際に起こっている問題を題材として事例研究や法曹としての対応の仕方を学習する科目をいう。具体的内容としては，法律相談など法律問題への対応を体験するクリニックと，そのような対応の行われている職場（法律事務所，官公庁，自治体，企業法務等）に身を置いて研修を行うエクスターンシップが代表的なものである。また，ロイヤリングや模擬裁判などのシミュレーション科目についても，臨床教育の一環としてとらえられる。
- (2)「適切に開設され実施されている」とは，臨床科目が，科目の組み合わせも含めて，適切に開設され，教育効果を高めるための創意工夫等がなされていることをいう。単に実務を見学するにとどまらず，適切な指導のもとで学生がこれに積極的に関与することにより，法曹としてのマインド・スキルの向上を図ることが必要である。また，「理論と実務の架橋」の見地から，学生が見聞した法律問題について，理論的側面からの検証が行われる機会があることも重要である。そのほか，「適切に開設され実施されている」といえるためには，弁護士法等の法令を遵守した形態で開設しており，かつ，実施に当たって依頼者の利益を損なわないよう，また，法令違反等の問題を起こさないよう適切な段取りで実施していることも必要である。例えば，履修に当たっての守秘義務等の法令遵守義務や法令違反があった場合の制

裁等を明確に規定しておくこと、履修しようとする学生に事前に遵守すべき事項を明確に説明し告知するようにしておくこと等の工夫が必要である。

- (3) 履修単位を認定する科目として臨床科目が「開設」され「実施」されている場合には、認定される単位数にふさわしい時間数と学生の関与が必要である。また、厳格な成績評価の視点から、学生には報告書の作成・提出等を課し、これを担当教員が評価した上で責任ある単位認定がなされることが重要である。

4. 関連法規定

- ・ なし。

第7分野 学習環境及び人的支援体制

7 - 1 学生数(1) クラス人数

1. 評価基準

1つの授業を同時に受講する学生数が適切な数であること。(合)

(注)

「1つの授業を同時に受講する学生数」とは、クラスに参加するすべての学生の数をいい、本科生、留学生、科目等履修生、聴講生等を含む。

「適切な数」とは、その開設科目として効果的な授業を行うのに適した人数をいう。法律基本科目の場合は、50人を標準とし、60人を大幅に超えることのないように適切な努力がなされていることをいう。

2. 趣旨

法科大学院の授業単位での人数規模の適切さを評価する。法科大学院の教育内容、準備やフォロー、成績評価等での学生へのケアの必要性にかんがみると、授業当たりの学生数が多すぎると適切でないこともあるという考え方に基づく。なお、クラスでの討論における多様性確保の点からは、少なければ少ないほど良いというわけではない。

3. 解説

(1)「適切な数」とは、その開設科目として効果的な授業を行うのに適した人数をいう。法律基本科目の場合は、50人を標準とし、60人を大幅に超えることのないように適切な努力がなされていることをいう。双方向・多方向の議論を行う場合は少人数であることが有効であるが、人数が少なければ少ないほど良い、というわけではない。多様な意見を持つ者の中で議論をするためにはある程度の母数が必要である。

4. 関連法規定

- ・ 法科大学院は、一の授業科目について同時に授業を行う学生数を少人数

- とすることを基本とする。(告6)
- ・ 前項の場合において、法律基本科目の授業については、50 人を標準として行うものとする。(告6)

7 - 2 学生数(2) 入学者数

1. 評価基準

入学者数が入学定員に対してバランスを失っていないこと。(合)

(注)

「入学者数」とは、実際に入学した学生の数をいう。

「入学定員」とは、各年度の入学定員として各法科大学院が定める人数をいう。

「バランスを失っていないこと」とは、入学定員の110%以下を標準として入学者数が収容定員に対するバランスを失っていないことをいう。

2. 趣旨

入学者数が入学定員を大幅に上回ることでないかを評価する。教員体制や施設・設備等の環境は、想定される入学者数、各年次の学生数、在籍学生総数といった学生の規模を前提に整備される。したがって学生の規模や各年次毎のバランスが大きく崩れると、1つの授業の受講者数や学習環境の点で、学生1人当たりのサービス享受環境が下がることとなるため入り口で入学定員との関係での人数管理を行い、学生へのサービス環境確保を図るのが適切という考えに基づく。

3. 解説

(1)「入学者数」とは、実際に入学した学生の数をいう。

(2)「入学定員」とは、各年度の入学定員として各法科大学院が定める人数をいう。

(3)「バランスを失っていないこと」とは、入学定員の110%以下を標準とし、過去3年間で見ても、入学者が入学定員を大幅には上回っていないこと又はバランスをとる方向での適切な努力がなされていることを考慮して評価する。

(4)入学者数が少ないことについては、本評価基準では問題としないが、教

育内容（6 - 1）や自己改革（1 - 3）、法曹に必要なマインドとスキルの養成（9 - 1）など関連する評価基準においては、入学者数が著しく少ないことが、法曹養成の中核的機関としての社会的使命にかんがみ問題視されることがあることに注意すべきである。

4．関連法規定

- ・ 収容定員は、教員組織及び施設設備その他の教育研究上の諸条件を総合的に考慮し、課程の区分に応じ専攻を単位として研究科ごとに定めるものとする。（大学院設置基準第10条第1項）
- ・ 大学院は、教育研究にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を収容定員に基づき適正に管理するものとする。（大学院設置基準第10条第3項）

7 - 3 学生数（3） 在籍者数

1．評価基準

在籍者数が収容定員に対してバランスを失っていないこと。（合）

（注）

「在籍者数」とは、在籍の法科大学院生の数をいう。

「収容定員」とは、「入学定員」に3を乗じた人数をいう。

「バランスを失っていないこと」とは、在籍者数が収容定員を大幅に上回っていないことをいう。

2．趣旨

在籍者数が収容定員を大幅に上回ることでないかを評価する。教員体制や施設・設備等の環境は、想定される入学者数、各年次の学生数、在籍学生総数といった学生の規模を前提に整備される。したがって、学生の規模や各年次毎のバランスが大きく崩れると、学生の学習環境に影響することとなるため、入学者数に加え、在籍者総数の人数管理を行うことが適切との考えに基づく。

3．解説

（1）「バランスを失っていない」といえるためには、過去3年間の推移をみて、在籍者数の収容定員に対する割合が適切に保たれていることをいい、110%を標準としながら、各法科大学院における実情及び改善のための適切な努力がなされているかを考慮して評価する。

4．関連法規定

- ・ 専門職大学院の施設及び設備その他諸条件は、専門職大学院の目的に照らし十分な教育効果をあげることができると認められるものとする。（基17）
- ・ 専門職大学院の組織、編制、施設、設備その他専門職大学院の設置に関する事項で、この省令に定めのないものについては、大学院設置基準（第9条の2、第12条、第13条及び第32条第2項を除く。）の定めるところによる。（基35）

- ・ 収容定員は、教員組織及び施設設備その他の教育研究上の諸条件を総合的に考慮し、課程の区分に応じ専攻を単位として研究科ごとに定めるものとする。(大学院設置基準第 10 条第 1 項)
- ・ 大学院は、教育研究にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を収容定員に基づき適正に管理するものとする。(大学院設置基準第 10 条第 3 項)
- ・ 法科大学院においては、法学既修者を入学させるかどうかにかかわらず、その収容定員は当該法科大学院の入学定員の三倍の数とする(告 4)。

7 - 4 施設・設備 (1) 施設・設備の確保・整備

1 . 評価基準

教育及び学習に必要な施設・設備が適切に確保・整備されていること。
(多)

2 . 趣旨

法科大学院での教育や学習に必要な物理的施設や設備が整備されていることを評価する。図書館やデータベース等の必要な情報源へのアクセス整備については、7 - 5 で評価することとする。

3 . 解説

- (1) 「教育の実施や学習に必要な施設・設備」とは、講義室、演習室、自習室、研究室等、法科大学院での教育及び学習に必要な構造物やスペース、その中で使用される机、椅子、黒板、ホワイトボード等、その他授業等で使用する音響機器や画像映写機器、パソコン、教員と学生や学生同士の通信ネットワーク等のあらゆる設備をいう。
- (2) 「適切に確保・整備されている」とは、学生の収容定員数や実際の在籍者数との関係で、必要な数量や広さの施設や設備が確保されていること及び実施される教育の効果向上に向け有用なものが取り揃えられていることをいう。

4 . 関連法規定

- ・ 専門職大学院の施設及び設備その他諸条件は、専門職大学院の目的に照らし十分な教育効果をあげることができると認められるものとする。(基 17)
- ・ 専門職大学院の組織、編制、施設、設備その他専門職大学院の設置に関する事項で、この省令に定めのないものについては、大学院設置基準(第 9 条の 2、第 11 条、第 13 条及び第 32 条第 2 項を除く。) の定めるところによる。(基 35)

7 - 5 施設・設備（2） 図書・情報源の整備

1．評価基準

教育及び学習に必要な図書・情報源及びその利用環境が整備されていること。（多）

2．趣旨

法科大学院での教育及び学習に必要な，法令，判例，参考文献等の情報に教員及び学生がアクセスできる環境が整っていることを評価する。法科大学院での教育において，法情報等の必要情報の調査がとりわけ重要であることにかんがみ，「施設・設備」の整備状況とは別に評価することとした。

3．解説

- (1) 「教育及び学習の上で必要な図書・情報源」とは，法令や裁判例，その他関連文献等の必要な情報を得るための，図書室やオンラインデータベースのことをいう。
- (2) 「利用環境が整備されている」とは，教員及び学生が必要な情報に適時に容易にアクセスできるような環境にあることをいう。情報の取り揃え，需要量対応（同時にアクセスできる数の充実），司書等の利用などのサポート体制，利用のし易さ（利用時間や講義室や自習室との距離）等を考慮して評価する。

4．関連法規定

- ・ 専門職大学院の施設及び設備その他諸条件は，専門職大学院の目的に照らし十分な教育効果をあげることができると認められるものとする。（基17）
- ・ 専門職大学院の組織，編制，施設，設備その他専門職大学院の設置に関する事項で，この省令に定めのないものについては，大学院設置基準（第9条の2，第11条，第13条及び第32条第2項を除く。）の定めるところによる。（基35）

7 - 6 教育・学習支援体制

1 . 評価基準

教育及び学習を支援するための人的支援体制が整備されていること。
(多)

2 . 趣旨

教育のための人的支援体制の充実ぶりを評価する。教員が効率的に教育活動を行うために、また学生が学習に集中するためにも、人的支援体制が重要であるとの考えに基づく。

3 . 解説

(1)「教育及び学習を支援するための人的支援体制」とは、教員の教育活動及び学生の学習活動の両面において、これを支援するための人的体制のことをいう。人的体制には、事務職員のほか、T A など教育上の補助者も含む。

4 . 関連法規定

- ・ なし。

7 - 7 学生支援体制（1） 学生生活支援体制

1．評価基準

学生生活を支援するための体制が備わっていること。（多）

（注）

「学生生活を支援するための体制」とは、経済的支援体制、精神面のカウンセリングを受けることのできる体制、身体面において障がいのある者を支援する体制、学生生活に関する相談に応じる体制を含むものとする。

2．趣旨

学生生活を支援するため体制が整備されていることを評価する。学習に集中するためには、経済的困窮者に対しては奨学金などによる支援をすることが重要である。また、身体面において障がいのある者を支援する体制が整えられることも望まれる。さらに、法科大学院の学習は非常に密度が高く広範囲に及び、学生は学習に集中しなければ所定の教育成果を上げることが困難であること、こうした学習の負担や司法試験の重圧などから強い精神的プレッシャーを受ける学生もいることから、学生の精神面のケアにも十分な配慮を要する。このような学生生活におけるあらゆる面からの支援は、法科大学院における教育を完遂するために重要であるとの考えに基づく。

3．解説

- （1）「経済的支援体制」とは、学生が学習に集中するのを妨げる経済的障害を取り除くことに向け、法科大学院として支援する体制ができていることをいう。
- （2）「精神面のカウンセリングを受けることのできる体制」とは、法科大学院の状況をよく理解した精神カウンセラー等のカウンセリングの専門家が学内にいるか、別途適切に確保されていること等により、学生が適時適切な専門家によるカウンセリングを受けやすい体制ができていることをいう。
- （3）「身体面において障がいのある者を支援する体制」とは、身体的障がいのある者が学習するために必要な支援をするための体制ができていることをいう。

いう（施設面については7 - 4において評価する）。

（4）「学生生活に関する相談に応じる体制」とは、セクシュアルハラスメント・パワーハラスメントなど学生生活における悩みごとを相談しやすい体制ができていることをいう。

4．関連法規定

- ・ なし。

7 - 8 学生支援体制（2） 学生へのアドバイス

1．評価基準

学生が学習方法や進路選択等につき適切にアドバイスを受けられる体制があり，有効に機能していること。（多）

2．趣旨

学生が学習の方法や進路選択等につき検討する場合，適宜アドバイスを受けることのできる体制ができており，機能していることを評価する。法科大学院においては，密度が高く広範囲に及ぶ学修を要求される上，どのような法曹を目指すか等の進路に直結する事項の検討をする必要が高いため，それらに対し適切にアドバイスを受けられることのできる体制があることが重要であるとの考えに基づく。

3．解説

- (1) 「適切にアドバイスを受けられる体制」とは，学生がアドバイスを求めやすい環境の下に，適切な者が，適時適切に学生にアドバイスを提供していることをいう。
- (2) 「学習方法」についての「アドバイス」とは，全体の科目履修についての指導（5 - 4）や個別の授業での予習指導（6 - 1）以外の，法科大学院での学習の仕方等に重点を置いたアドバイスをいう。
- (3) 「進路選択」についての「アドバイス」とは，目指すべき法曹等学生の将来に関するアドバイスをいう。

4．関連法規定

- ・ なし。

第8分野 成績評価・修了認定

8 - 1 成績評価 厳格な成績評価の実施

1. 評価基準

厳格な成績評価基準が適切に設定・開示され、成績評価が厳格に実施されていること。(多)

2. 趣旨

適切な成績評価基準が設定され事前に学生に開示されていること、及び成績評価があらかじめ定められた成績評価基準に従って厳格に行われていることを評価する。法科大学院は法曹養成に特化した専門職大学院であり、その使命にかんがみ、修了生は法科大学院の学生が最低限修得すべき内容を修得していることが要求される。修了の条件である各履修科目の単位認定や成績評価も、法曹養成の観点から必要と考えられる水準との関係で客観的かつ厳格に行われることが必要との考えに基づく。

また、「成績評価基準が適切に開示され」とは、成績評価の対象者である学生にあらかじめ成績評価基準を示し、基準を念頭に置いた上で授業を受け、学修を進めた上で試験等を受け、その基準に従った評価を受ける、というプロセスを組むことが、成績評価の客観性を担保する上で有効という考えに基づく。

3. 解説

- (1)「成績評価基準」とは、当該法科大学院の設定した成績評価の方針及び各教員が担当の科目について設定した学生の成績を評価する基準をいい、再試験における成績評価基準もこれに含まれる。
- (2)「厳格な成績評価基準が適切に設定され」とは、成績評価基準が、法科大学院の使命に照らして合目的的であること及び厳格なものであることをいう。成績評価基準が合目的的及び厳格なものといえるためには、これが当該法科大学院が目標とする修得すべき内容(水準)に照らし個々の学生がどの程度まで到達したか、を中心に備えた厳格な評価ができる基準であることが必要であるが、少なくとも、法科大学院の学生が最低限修得すべき

内容を踏まえたものであり、個々の学生がこれを修得したかを評価できる基準である必要がある。

なお、「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」とは、法科大学院修了後の法曹養成プロセスも踏まえ、法科大学院修了者が備えていることを社会から期待される内容及び水準のものとして、各法科大学院が適切に設定したものをいう。

(3)「適切に開示され」とは、学生がその科目の履修を開始するに当たり、その科目の成績評価の基準を理解することができるよう、明確に開示されていることをいう。学生が当該科目でどのような力を身につけることを期待されているかを明確にし、学修の指針として機能するような成績評価基準は、教育上も望ましいという考えから、学生が当該科目の履修のポイントを把握するのに役立つ内容の基準であることが望ましい。

(4)「成績評価が厳格に実施されている」とは、「成績評価基準」に従っていることをいい、少なくとも、法科大学院の学生が最低限修得すべき内容を踏まえ、個々の学生がこれを修得したことを評価していることをいう。なお、再試験においても、同様に厳格な実施を要する。救済的な再試験が行われている場合には、厳格な実施とは評価されない。

また、成績評価の厳格性が検証できるような体制が整備されていることも、厳格な実施に含まれる。

4. 関連法規定

- ・ 専門職大学院は、学修の成果に係る評価及び修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。(基10)

8 - 2 修了認定 修了認定の適切な実施

1. 評価基準

修了認定基準，修了認定の体制・手続が適切に設定・開示された上で，修了認定が適切に実施されていること。（多）

（注）

「適切に設定され」ているとは，法科大学院の学生が最低限修得すべき内容を踏まえて，修了認定要件が設定されていること，及び，修了認定要件としての，必要単位数や履修必要科目（必修科目や選択必修科目），他の大学院や他の法科大学院等との単位互換条件等が，適用される法令に準拠し明確に規定されていることをいう。修了に必要な単位数は93単位以上でなければならず，100単位程度までで設定されることが望ましい。

2. 趣旨

修了認定基準や，認定の体制・手続が適切に設定され，かつ，入学を志望する学生に開示された上で，修了認定があらかじめ定められた修了認定基準や手続等に従って厳格に行われていることを評価する。法科大学院は法曹養成に特化した専門職大学院であり，その使命にかんがみて，修了生は少なくとも法科大学院の学生が最低限修得すべき内容を修得していることが要求される。修了認定は，法曹養成の観点から必要と考えられる水準との関係で，法科大学院の学生が最低限修得すべき内容を踏まえ，客観的かつ厳格に行われることが必要との考えに基づく。また，「修了認定基準，修了認定の体制・手続が適切に開示され」とは，法科大学院の入学を検討する者に開示され，入学者はその基準等を理解した上で法科大学院に入学し，履修をするというプロセスを組むことが，修了認定の客観性を担保する上で有効という考えに基づく。

3. 解説

- （1）「修了認定基準」とは，法科大学院の修了認定を受ける（司法試験受験資格を得る）ための要件を規定したものをいう。修了認定要件としての，必要単位数や履修必要科目（必修科目や選択必修科目），他の大学院や他の法科大学院等との単位互換条件等も含まれる。

なお、各科目の成績評価とは別に修了成績評価（「優等」等）を行う場合や、進級制度・退学勧告制度を設けている場合には、その基準も本評価基準の「修了認定基準」に含めて評価する。

- (2)「適切に設定」されているとは、法科大学院の学生が最低限修得すべき内容を踏まえて、修了認定要件が設定されていること、及び修了認定要件としての、必要単位数や履修必要科目（必修科目や選択必修科目）、他の大学院や他の法科大学院等との単位互換条件等が適用される法令に準拠し明確に規定されていることをいう。修了に必要な単位数は93単位以上でなければならないが、1科目当たりの教育内容が質的にも量的にも大きいことにかんがみて、100単位程度までで設定されることが望ましい。ただし、1年次履修登録単位数が36単位より多い（最大42単位まで）法科大学院においては、増加させた単位数に応じて、修了必要単位数を増加させることも可能である。

進級制度、GPAの活用など、厳格な修了認定をするための工夫が、修了認定基準、修了認定の体制・手続の場面においても考慮されていることもこれに含まれる。

「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」とは、法科大学院修了後の法曹養成プロセスも踏まえ、法科大学院修了者が備えていることを社会から期待される内容及び水準のものとして、各法科大学院が適切に設定したものをいう。

- (3)「修了認定の体制・手続」とは、法科大学院として学生の修了を認定する主体や手続のことをいう。
- (4)「修了認定基準が適切に開示されていること」とは、法科大学院への入学を希望する者が、その法科大学院の修了認定要件を確認した上で入学を決めることができるように、必要な時期に必要な内容の開示がなされていることをいう。
- (5)「適切に実施されている」とは、適切に設定された「修了認定基準」に従って実施されていることをいう。

4. 関連法規定

- ・ 専門職大学院は、学修の成果に係る評価及び修了の認定に当たっては、

客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。(基 10)

- ・ 法科大学院の課程の修了の要件は、第 15 条の規定にかかわらず、法科大学院に 3 年（3 年を超える標準修業年限を定める研究科，専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限）以上在学し、93 単位以上を修得することとする。(基 23)
- ・ 法科大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、当該法科大学院に入学した後の当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。(基 22)
- ・ 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、当該法科大学院において修得した単位以外のものについては、第 14 条第 2 項の規定にかかわらず、前条第 1 項（同条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により当該法科大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて 30 単位（同条第 1 項ただし書の規定により 30 単位を超えてみなす単位を除く。）を超えないものとする。(基 22)
- ・ 法科大学院は、第 22 条第 1 項の規定により当該法科大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第 102 条第 1 項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を当該法科大学院において修得したものとみなす場合であつて当該単位の修得により当該法科大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して 1 年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。(基 24)
- ・ 法科大学院は、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下「法学既修者」という。）に関しては、第 23 条に規定する在学期間については 1 年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、同条に規定する単位については 30 単位を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすことができる。ただし、93 単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあつては、その超える部分の単位数に限り 30 単位を超えてみなすことができる。(基 25)
- ・ 前項の規定により法学既修者について在学したものとみなすことのできる期間は、前条の規定により在学したものとみなす期間と合わせて 1 年を超えないものとする。(基 25)

- ・ 第 1 項の規定により法学既修者について修得したものとみなすことのできる単位数（第 1 項ただし書の規定により 30 単位を超えてみなす単位を除く。）は、第 21 条第 1 項（同条第 2 項において準用する場合を含む。）及び第 22 条第 1 項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて 30 単位（第 21 条第 1 項ただし書の規定により 30 単位を超えてみなす単位を除く。）を超えないものとする。（基 25 ）

8 - 3 異議申立手続 成績評価・修了認定に対する異議申立手続

1. 評価基準

成績評価及び修了認定に対する学生からの異議申立手続が規定されており、適切に実施されていること。(多)

2. 趣旨

成績評価を受けた学生が、評価の正確性について、教員から根拠の説明を受け、必要に応じ異議を申し立て、評価の再チェックを受けることのできる手続があり、これが適切に実施されていること、及び修了を認められなかった学生が、修了認定の正確性について、少なくとも法科大学院から説明を受け、必要に応じ異議を申し立て、認定の再チェックを受ける手続が規定されており、これが適切に実施されていることを評価する。

成績評価及び修了認定の最大の利害関係人である学生が、成績評価基準の開示を受けた上でその科目を履修し、受けた成績評価につき説明を受け、異議申立てができる手続を保障すること、及び修了認定基準の開示を受けた上で法科大学院に入学し、科目を履修した上で修了認定を受けることができなかった場合に説明を受けたり、異議を申し立てることができる手続を保障することが、成績評価及び修了認定の客観性の担保のために有効であるという考えに基づく。

3. 解説

- (1)「修了認定」とは、個々の学生につき修了を認めるかどうかの決定のことをいう。異議申立手続との関係で問題となるのは、修了を認めない旨の決定の場合である。なお、各科目の成績評価とは別に修了成績評価(「優等」等)を行う場合や、進級制度・退学勧告制度を設けている場合には、これらの認定も含める。
- (2)「異議申立手続」とは、受けた成績評価に不服のある学生から要求があった場合、評価が基準に照らして正しいものかどうかを学生自ら検討する機会を設け、さらには教員や法科大学院の側で再度チェックし結果を学生に伝える制度、及び修了認定に不服のある学生から要求があった場合、認定の理由を説明し、必要に応じて認定が基準に照らして正しいものかどうか

を再度チェックし結果を学生に伝える制度をいう。実際の成績評価ないし修了認定が事前に開示された成績評価基準ないし修了認定基準に照らし正しくなされたものかどうかをチェックする仕組みであり、客観性（再チェックに第三者が関与するかどうか等）や透明性（試験答案の写し交付や再チェック結果の書面通知等）の点で様々な形態があり得る。「異議申立手続」を設けているというためには、少なくとも、学生が、成績評価ないし修了認定をした教員若しくは法科大学院から、評価ないし認定の根拠の説明を受ける機会を設定する必要がある。

- (3)「異議申立手続が規定されている」とは、個別の教員が学生からの説明要求や異議に事実上対応しているということではなく、法科大学院として、異議申立てから評価ないし修了認定の再チェックを経て結果の通知に至るプロセスを明確にしていることをいう。

なお、修了認定において単位積み上げ方式を採用している法科大学院においては、成績評価に対する異議申立手続が適切に規定・実施されていれば、修了認定における異議申立手続は規定されていなくてもよい。ただし、その場合でも、万が一の過誤に対して対応できる体制は整えておくことを要する。

- (4)「異議申立手続が適切に実施されている」とは、異議申立手続の内容が学生に周知されている等学生が利用しやすいよう配慮されていること、学生から説明要求や異議申立てがあった場合、規定に従って対応していることをいう。

4. 関連法規定

- なし。

第9分野 法曹に必要なマインド・スキルの養成

9 - 1 法曹に必要なマインド・スキルの養成 法曹養成教育

1. 評価基準

法曹に必要なマインドとスキルを養成する教育が、適切に実施されていること。(多)

(注)

「法曹に必要なマインドとスキル」とは、社会から期待される法曹となるために備えておくべきマインドとスキルをいう。

「適切に実施されている」といえるためには、法曹となるにふさわしい適性を持った人材に、「法曹に必要なマインドとスキル」を養成するための専門職法学教育が実施され、「法曹に必要なマインドとスキル」を備えた者が修了するようになっていることが必要である。

2. 趣旨

法科大学院の修了者が備えるべき「法曹に必要なマインドとスキル」とは、法曹養成という法科大学院の目的及び社会的使命にかんがみ、法科大学院修了者が備えていることを社会から期待される内容及び水準をいう。本評価基準においては、法科大学院の目的及び使命の達成状況、すなわち入学者選抜から修了認定までの教育過程全般を通じて、法曹に必要なマインドとスキルを養成する教育となっているか、法曹に必要なマインドとスキルを養成する取り組みがどれだけ深く行われ成果を上げているかを、総合的に評価する。

また、社会がボーダーレスになり国際化する中、法曹の国際性に対する社会の期待が強まっており、国際化への対応も法曹に求められる課題となっている。そこで、国際性の涵養に配慮した取り組みがなされていることについても、本評価基準で評価する。

3. 解説

(1) 法科大学院は、社会において期待される役割を十全に果たすことができる法曹を養成することを目的とし、司法試験、司法修習、その後の実務研修と連携した法曹養成の中核的な高度専門教育機関である。したがって、法科大学院の修了者が備えるべき「法曹に必要なマインドとスキル」は、

司法修習や法曹資格取得後の研修との関係など，法科大学院修了後の法曹養成プロセスも踏まえ，法科大学院修了者が備えていることを社会から期待される内容及び水準のものであることが求められる。

- (2) 「法曹に必要なマインドとスキル」が具体的に何であり，教育等にどのように展開するかは，2つのマインド・7つのスキル（別紙「法曹に必要なマインド・スキルの養成」）も参照しながら，各法科大学院において探求し，その成果を不断に検証して，教育活動を行うことが求められる。認証評価においては，各法科大学院の定めるマインド・スキル及びその教育等への展開状況を，基本的に2つのマインド・7つのスキルという枠組みを用いて評価することになる。
- (3) 2つのマインド・7つのスキルという枠組みに基づいて評価するに当たり，マインドの一つとして掲げられる法曹倫理については，法曹倫理を目的とする科目以外の科目における教育状況も対象として評価される。また，2つのマインド・7つのスキルに国際性は掲げられていないものの，国際性への対応も法曹に求められる課題となっていることから，国際性の涵養に配慮した取り組みがなされていることについても本評価基準で評価する。ここで「国際性の涵養に向けた取り組み」とは，異文化との接触の機会を持つ等，国際化する社会で法曹に期待される役割や能力等を考える契機となり，かかる問題に適切に対処する能力を養うような機会の設定，環境の設定をいう。
- (4) 教育の過程全般を対象として，法曹養成という法科大学院の目的及び社会的使命の達成状況が評価される。ただし，本評価基準で評価されるべきは，社会から期待されるマインドとスキルを備えた法曹の養成状況であり，単に司法試験の合格者数が多いことや合格率が良いことのみで本評価基準で積極的に評価されるわけではないことに注意が必要である。

4．関連法規定

- ・ 法曹の養成は，国の規制の撤廃又は緩和の一層の進展その他の内外の社会経済情勢の変化に伴い，より自由かつ公正な社会の形成を図る上で法及び司法の果たすべき役割がより重要なものとなり，多様かつ広範な国民の要請にこたえることができる高度の専門的な法律知識，幅広い教養，国際的な素養，豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹が求められてい

ることにかんがみ，国の機関，大学その他の法曹の養成に係る機関の密接な連携の下に，次に掲げる事項を基本として行われるものとする。

(1)法科大学院（学校教育法（昭和22年法律第26号）第99条第2項に規定する専門職大学院であって，法曹に必要な学識及び能力を培うことを目的とするものをいう。以下同じ。）において，法曹の養成のための中核的な教育機関として，各法科大学院の創意をもって，入学者の適性の適確な評価及び多様性の確保に配慮した公平な入学者選抜を行い，少人数による密度の高い授業により，将来の法曹としての実務に必要な学識及びその応用能力（弁論の能力を含む。次条第3項において同じ。）並びに法律に関する実務の基礎的素養を涵養するための理論的かつ実践的な教育を体系的に実施し，その上で厳格な成績評価及び修了の認定を行うこと。（2）司法試験において，前号の法科大学院における教育との有機的連携の下に，裁判官，検察官又は弁護士となろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかの判定を行うこと。（3）司法修習生の修習において，第一号の法科大学院における教育との有機的連携の下に，裁判官，検察官又は弁護士としての実務に必要な能力を修得させること。（法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律第2条）

法曹に必要なマインド・スキルの養成

(はじめに)

ここでは、「法曹に必要なマインド・スキル」として、2つのマインドと7つのスキルを設定し、それらの養成に取り組む例を紹介する。あくまでも一つの例であり、各法科大学院において、そこで養成しようとする法曹像に則し、かつ当該法科大学院のおかれた環境を踏まえて適切な取り組みを検討する必要がある。

1. 法律専門職責任 - 2つのマインド

(1) 法曹としての使命・責任の自覚

司法制度の担い手として果たすべき使命・役割を理解し、それを適正に果たすため必要な責任感を涵養すること。「職業法曹として社会で果たすことを期待されている役割」をしっかりと理解することは、スキルの学習に当たっても有効である(スキルの活用のイメージを前提とすることで効率的な学習が可能となる)。

(2) 法曹倫理

法曹として職務を遂行するに当たり遵守すべき真実義務、誠実義務及び守秘義務等の倫理原則を理解すると共に、裁判官、検察官、弁護士としての職務を遂行するに当たり要求される高い倫理観を涵養すること。弁護士にとっての「依頼人の最大の利益を追求」はここに含まれる。また、少なくとも以下の内容を含むことが求められる。

- ・ 法曹三者の倫理に関連する法令、倫理規定、基準の内容を理解すること。
- ・ 弁護士倫理につき、忠実義務・真実義務・利益相反・秘密保持の内容を十分に理解すること。
- ・ 弁護士の綱紀・懲戒手続等の制度を理解すること。

2. 法律専門職能力 - 7つのスキル

(1) 問題解決能力

社会に生起する様々な事象に関して何が問題かを発見し、その解決策を策定、提示し、推進することのできる能力。問題解決手法の知識と選択能力を含む。他のスキル（法的知識、事実調査・事実認定能力、法的分析・推論能力、創造的・批判的検討能力、法的議論・表現・説得能力、コミュニケーション能力）を駆使して、アウトプットをもたらすことのできる総合力である。他のスキルはあくまで問題解決という目的に向けられてこそ意味をもつということを認識することが必要である。少なくとも、問題解決能力の内容とその重要性を理解することが必要であり、具体的には以下の内容を理解することが求められる。

- ・ 問題解決には様々なアプローチ（法的、経済的、政治的等）があり法的アプローチにも様々な手法（訴訟、仲裁、調停、和解等）があること、及び各選択肢の特質。
- ・ スキル相互間の関係と、全てのスキルは問題解決に繋がることの理解。

(2) 法的知識（基礎的法的知識、専門的法的知識、法情報調査）

基礎的な法分野につき深く理解するとともに、少なくとも一つの専門的な法分野に対する基本的な知識を獲得すること。また、必要な法情報を漏れなく、かつ迅速に調査する能力。少なくとも日本の法制度については、相当の調査を行えば内容を的確に理解する能力を要する。具体的には以下の能力を習得する必要がある。

- ・ 具体的事実や問題につき関連する国内法令を網羅的に抽出する能力。
- ・ 国内法令につき適用例（裁判例や行政での運用）や制定背景を調査する能力。
- ・ インターネット等の情報源や電子データベースから調査する能力。

（注）なお、基礎的法的知識及び専門的法的知識については、科目構成及びその成績評価で評価対象としているのでそちらに委ねることとし、ここでは、専ら法情報調査を対象として評価する。

(3) 事実調査・事実認定能力

必要な事実を調査する能力、および解決すべき問題に関する事実関係を、

各種証拠に照らして正確に分析・把握する能力。この内、事実調査能力や証拠収集の技法は実際に法曹実務に就いてからの習得が中心となる。したがって、法科大学院では以下の点の理解が中心となると思われる。

- ・ 事実認定の基本的仕組み（主要事実，間接事実，直接証拠，間接証拠，経験則，間接事実による主要事実の認定等）。
- ・ 証拠能力（証拠収集ルールを含む），証拠力，証拠評価（証言の信用性等），証明度，裁判上の証明と科学的証明との関係。
- ・ 証拠の種類やそれらを収集する方法・技術のあらまし（事実を引き出す質問の方法等）。

（４）法的分析・推論能力

解決案の策定に向けて的確に法的分析・推論を行い，その適用等を経て妥当な法的結論を導き出す能力。具体的には，事案に対して適用される法を見出し，その法の効果，要件を整理した上で，事実を主要事実，間接事実等に整理し，法的結論に至る論理的道筋を整理する能力である。法律効果と事実との関係（法律効果，要件事実・構成要件事実，主要事実，間接事実，その他の事実）の基本的しくみ，及び立証責任と要件事実・構成要件事実の関係の理解と，それに基づく分析の訓練が必要になる。この上で証拠と証明責任のルールにより事実認定がなされ（事実認定能力），法的結論が導かれることとなる。

（５）創造的・批判的検討能力

現行の法制度や実務を，適正かつ根本的な問題解決という視点から批判的に検討し，発展させていくための創造的な提案をする能力。法の空白地帯に対して立法を提案できる力，判例の無い問題に対して新判例をつくる力であり，現行の実定法や判例を相対化する能力ということもできる。この「創造的・批判的検討能力」の内容及び重要性を理解することが求められる。

（６）法的議論・表現・説得能力

自分の意見を表明し，理論的，説得的に法的な議論を展開する能力，及び事実・問題・結論・理由等を，口頭及び文書（図等も含む）により第三者に解りやすく表現する能力。国際会議や交渉の場に耐えうる法的議論を

行う能力や、国際的に通用する文書を作成する能力の習得も目指す。具体的には、以下の内容の習得を含む。

- ・ 法的問題を検討するメモ（事実関係，問題，適用法規，結論，理由等を整理したメモ）を作成する能力。
- ・ 問題に対する自分の意見と理由を明確に口頭で述べる能力。
- ・ 問題に対する自分の意見と理由を明確に文書で表現する能力。
- ・ 相手方の理解を補助する図表や映像等を利用する方法。
- ・ 問題に対する結論に向け効率的に議論をする能力。
- ・ 交渉をする力，技法。

（ 7 ） コミュニケーション能力

カウンセリング・面接・交渉・メディエーション等の，問題解決のために法曹として必要とされるコミュニケーションの技法や能力。とりわけ，「人の話をきちんと聞き，その人の考えや背景にある関心を適切に酌み取る」能力や態度は重要である。具体的には，コミュニケーション能力の，法曹としての業務の中での位置づけや重要性，まずは「素直に聞く」ことが重要であること，「質問する能力」「語られていることの信用性を見抜く能力」「語られていない部分を聞き出す能力」等の，コミュニケーションの基本的な重要事項を理解することである。つまり，コミュニケーションの基礎的部分の習得までであり，さらに具体的な技能の習得や技能向上は，修了後の実務での訓練によることとなる。